

パリ市役所清掃局



パリ市役所清掃局

～ふん害の対策～

- ・歩道と車道の間にある側溝「カニゴー」にホウキではきこむ。
- ・「モトクロット」（糞処理専用バイク）でバキューム作業。
- ・小規模公園に専用トイレ「カニゼット」を設置。



モトクロット



カニゼット

パリ市は、犬のふんが放置されている実態、すなわち「ふん害」に対し、徹底的に取り組んでこられました。1984年から本格的に着手した取組は、試行錯誤の連続でした。

まず、歩道と車道の間にあるカニゴーという側溝にホウキで中水道に流し込むやり方は、自転車や歩行者の迷惑になるとの理由などで取りやめになりました。次に、写真のようなモトクロットという「糞処理専用バイク」でバキュームする作業、小規模公園に専用トイレ「カニゼット」などを設置しましたが、費用対効果が理由で廃止しました。

パリ市役所清掃局

～ふん害の対策～

- ・糞処理専用スタンド制度を社会実験
→結局、飼い主が責任を持って処理することがよいと結論され社会に定着。
- ・条例を改正し、飼い主が処理することを義務付け、罰則を強化。当初は、罰金183ユーロであったが、2011年より35ユーロに値下げ。

「糞処理専用スタンド」を設置する社会実験も行いましたが、これも費用対効果が理由で廃止しました。

結局、行政が何かを作るのではなく、飼い主が責任を持って処理することがよいと結論が出て、これがひろく市民に認知されました。そこで条例を改正し、飼い主が処理することを義務付けました。罰金は183ユーロでしたが、2011年より35ユーロに値下げになっています。

パリ市役所清掃局

～ふん害の対策～

- ・大型ポスター等で大々的にキャンペーンを実施し、啓発活動を継続している。



同時に、写真のような大型ポスター等で大々的にキャンペーンを実施し、啓発活動を継続しています。

パリ市役所清掃局

～日常のパトロール～

- 80人の担当者と実施している。犬以外のポイ捨ても摘発している。
- 2002年は年間4,300件の罰金刑施行したが、2012年は2,300件と減少。
- 飼い主の意識が深化し、ほとんどの飼い主が持ち帰っている。
- 市内3万箇所に透明のビニール袋を8 m間隔で設置し、パリ市が毎日収集。

市内のパトロールについては、毎日80人の担当者と実施していき、犬以外のポイ捨ても摘発しています。2002年は年間4,300件の罰金刑を施行しましたが、2012年は2,300件に減少しました。飼い主の意識が深化して、ほとんどの飼い主が糞を放置しなくなったそうです。この要因は、罰金だけでなく、一般市民の飼い主への視線がシビアで直接指摘するケースがあるためとのこと。同時に、飼い主は家に持ち込まなくても良いように、行政が対策を練っていき、具体的には、市内3万箇所に透明のビニール袋を8m間隔で設置し、パリ市が毎日収集しています。



フランス農業水産省

～フランス国家の犬猫飼養の管理～

- ・中央集権体制のもと、農水省が厳しく規制し監督。
- ・ペット業者の販売を認可する代わりに厳しく行政指導する仕組みを構築。（業者や飼い主には、罰則や資格剥奪、刑事罰(罰金や懲役)などもある）
- ・全国6,300万頭（犬740万、鳥640万、猫1,140万、哺乳類260万、魚350万）

フランスは、連邦制のドイツと違い、中央集権体制のもと農水省が厳しく規制し監督しており、ペット業者の販売を認可する代わりに厳しく行政指導する仕組みを構築しています。業者や飼い主には、罰則や資格剥奪、罰金刑や懲役刑などもあります。

また、EU加盟国で最もペットを飼養している国家で、全国6,300万頭(犬740万、鳥640万、猫1,140万、哺乳類260万、魚350万)とのことです。

フランス農業水産省

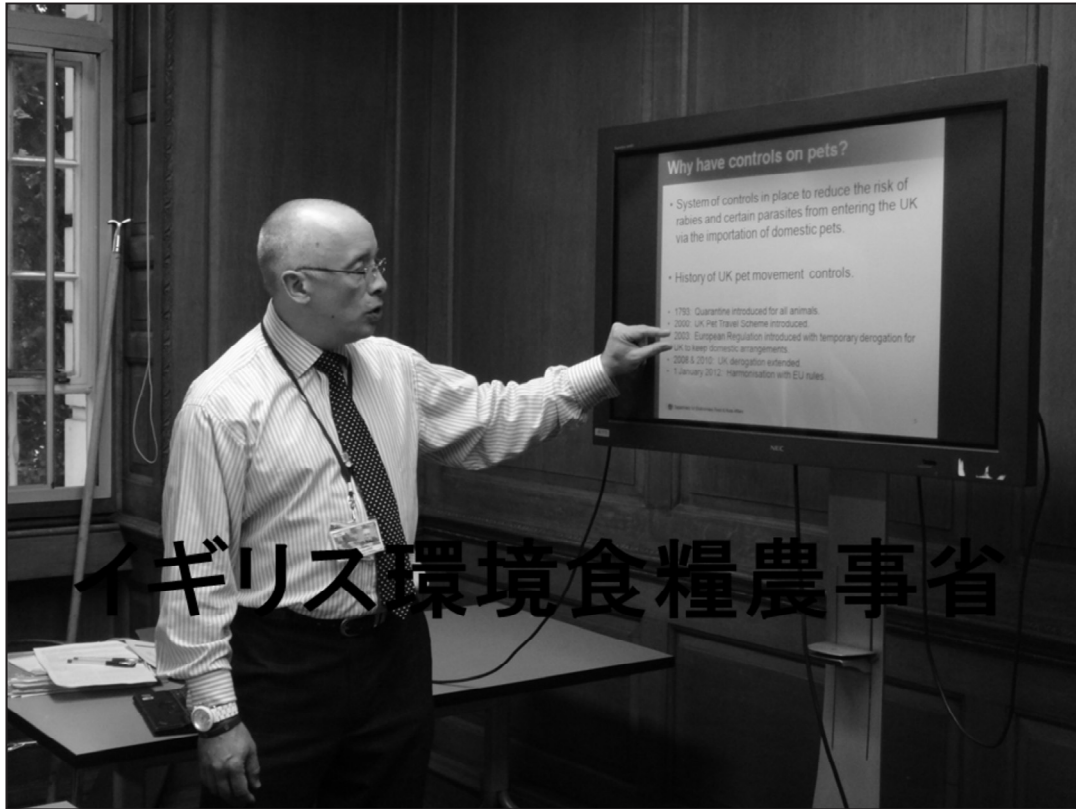
～犬猫の飼養の特徴～

- ・犬猫の公共交通利用は原則禁止だが、条件付きで認可。
- ・パリでは、公共交通機関への乗り入れは、600km以内は無料。
盲導犬は制限なし。
- ・集合住宅での飼養も、リード使用等の条件付きで認可。
- ・個体識別番号義務付け。

フランスでは、犬猫の公共交通利用は原則禁止ですが、条件付きで認可されていて、パリでは、600km以内は無料。盲導犬は制限なしです。

また、集合住宅での飼養も、リード使用等の条件付きで認められています。

ドイツでもいえることですが、個体識別番号などの詳細データの管理が義務付けられており、動物の命の尊厳を重視しており、それが根付いていることを強く感じました。



イギリス環境食糧農事省

イギリス環境食糧農事省

～イギリスの動物福祉行政～

①歴史

動物福祉の歴史は最も古い（1822年家畜虐待防止法）。

- ・2006年動物福祉法（各種法律を整理、統合して成立）

⇒飼い主等は、動物のニーズを適切に満たさなければ、罪に問われる。

イギリスの動物福祉行政の歴史は古く、1822年の家畜虐待防止法に遡るとされています。

その後、様々な動物保護関連の法令が制定され、2006年には20以上の法規を整理、統合した「動物愛護法」が制定されました。

ここでは、動物虐待等の犯罪に加え、動物に対する福祉の保障が飼い主の義務とされました。具体的には、動物のニーズ（①環境 ②食事 ③自然な行動 ④苦痛等からの自由等）にあうよう、適切な行動が求められています。

イギリス環境食糧農事省

～イギリスの動物福祉行政～

②現状

イギリス国内の犬・猫の飼育頭数 1,400万頭
そのうち、1年間に7万頭の犬が捨てられる。

⇒ こういった動物のための保護施設運営のため、
NPO等が負担する経費 5,300万ポンド（約85億円）

⇒ イギリスの動物福祉は、政府等の力ではなく、民間
の力に支えられている。

現状では、イギリス国内で、犬・猫は、1400万頭飼育され、そのうち、1年間に7万頭が捨てられています。

こういった、動物を保護するために、NPO組織等が、動物保護施設を運営していますが、その経費として、年間85億円がかかっているとされており、イギリスの動物福祉は、行政ではなく、チャリティ組織など、民間の力で支えられています。



王立動物虐待防止協会（RSPCA）

(RSPCA=The Royal Society for the
Prevention of Cruelty to Animals)

- ▶ 設立 1824年
(動物保護を対象にして設立された最も古いチャリティ)
- ▶ 資金 年間約195億円 (財源は全て寄付で賄う)
- ▶ 職員数 約1,600人 (そのうち、インスペクターは500人)
- ▶ ボランティア 約3,000名
- ▶ 会員 約3万人

王立動物虐待防止協会は、イングランドとウェールズを管轄する動物保護団体で、1824年に設立され、現在まで200年近く活動を続けています。

略称を「RSPCA」と言いますが、最初のRは、Royal すなわち「王室」のことで、1840年に時のヴィクトリア女王の後援を受けて、「王立」の名称を許されることとなり、その社会的評価を高めております。

資金は、年間195億円で、公費は入っておらず、財源は全て寄付等で運営しています。

職員数は、1,600人おり、そのうち、インスペクター、これはRSPCAの独特の制度で、動物虐待等を査察する担当の方ですが、500人おられます。

ボランティアは約3千人、会員は約3万人います。

王立動物虐待防止協会（RSPCA）

インスペクター(査察官)の役割

- ・ ペットの育て方、しつけ方のアドバイス
- ・ 動物の虐待事案の現場調査



インスペクターの具体的な職務として、多くはペットの飼い主に対する育て方やしつけなどのアドバイスをすること。

特別な任務としては、虐待されているという通報などに対応してその現場を調査に行き、必要な場合は飼い主から隔離する、怪我をしているという通報に対しては現場に急行し応急処置をして所属支部に搬送する、といったものがあります。

しかし警察官ではないので立ち入るなどの権限がないため、その必要がある活動に際しては、警察と合同で行動に移ります。

また、イギリスでは、私人訴追制度がありますので、それを利用して、RSPCAが動物虐待をしている人間を訴追することもあります。

逆に、虐待されている動物を取り上げた場合、飼い主が告訴することもしばしばあるとのことであり、被告としてそのインスペクター個人として被告席に座ることもあるそうです。

王立動物虐待防止協会（RSPCA）

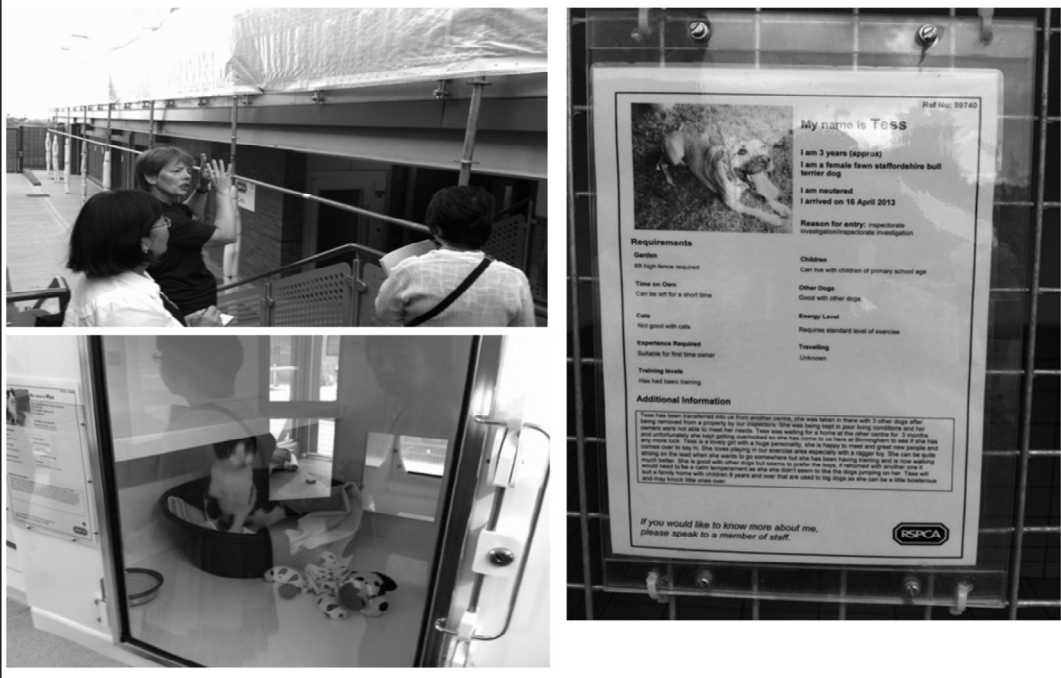


今回訪ねた支部は、イングランドで2番目に大きな町バーミンガムにあり、元来バーミンガム市内にあったが、手狭になり、市内中心部から8キロ程度の郊外に移設して、2012年11月に保護施設と動物病院を併設したRSPCA初のセンターとのこと。

動物病院が市内に少なかったのを改善する為に併設してつくり、保護と治療を即座に可能にするため、また低収入の方などなかなか動物病院に連れて行けない方にも安価でまたは無料で対処出来る場所として利用してもらうために作ったとのこと。ペットの治療費が高く、棄ててしまう場合を少しでも減らすのが目的でもあります。

この施設は、20ヘクタールという敷地の中に、犬や猫、兎やイタチなどの小動物、また怪我をした野生の生き物を保護するスペースがあります。そのほぼ全てが個室で空調もそれぞれ別に付いています。

王立動物虐待防止協会 (RSPCA)



保護された動物たちのそれぞれの部屋には、札が掛けてあり、そこには名前、年齢、どういう経緯で来たかが書かれている。この施設では、連れてこられた際5日間観察する。

その間に動物の行動などを評価・査定する。観察期間が終わると、新しい飼い主に出会えるように札をつくり、見に来た人に紹介したり、インターネットに載せたりするのです。

臭い対策もかなり意識して取られていて獣臭さはほとんどと言っていいほど感じません。引取りにくる方が快く飼主になれるように、見た目や雰囲気にも気配りされています。この点、ベルリンのティアハイムと似ています。

建物の内装についても、全ての部屋は掃除が簡単に出来るようになっている。壁は継ぎ目がほとんどないものになっており、プラスチックのような物質で水洗いが容易に出来る素材になっている。臭い対策は、洗って洗って洗いまくるのが臭い対策のひとつと話されていました。



ケンジントンガーデンズ



ケンジントンガーデンズは、ロンドンの中心部に近く、ケンジントン宮殿や美術館等に隣接し、都会のオアシスといったところで、調査した日は土曜日で、たくさんの方が訪れていました。

イギリスの公園は、原則として犬の同伴は認められており、またリードをはずして散歩させることが認められています。

例外的に認められない箇所、例えば野生動物を保護している箇所や「庭園」のみ、写真にあるように、「リード着用」や「立ち入り禁止」の札が掲げられます。

そういったことですので、当日も多くの方が犬の散歩に来られており、私達はロンドンでの犬との共生状況を調査するため、インタビューを試みました。



写真の女性にお聞きしますと、毎日このケンジントンガーデンズに散歩に来られており、当日は2匹の犬を散歩に来られていました。1匹はこの女性の犬、もう一匹はお友達の犬とのことで、お友達同士で協力して散歩をしているとのこと。これもあまり日本ではない習慣ではないでしょうか。それほど、人間の都合ではなく、犬の散歩に行きたいという習性を尊重した習慣だなと思いました。

また、この女性は、この犬を収容施設から譲り受けた際に、施設側からしつけのトレーニングを受けるよう言われたので、しつけ教室を受けさせたとのことでした。収容施設も責任ある飼い主であることを確信しないと、犬を譲ってくれないとのことでした。

公園に来ている犬は、他の犬もよくしつけをされていて、犬同士吠えあうこともなければ、人間におびえたりすることもなく、私達見知らぬ日本人の横にちょこんとお座りをします。

幼い頃から、犬同士での社会化を通じ、人間社会でのマナーを身に付けている犬にとっても感心するとともに、イギリスの「動物との共生社会」の奥深さに深く感動しました。

あと、ひとつ日本の方が、イギリスより、優れていると思える習慣がありました。インタビューした女性に聞いたのですが、イギリスの公園にはペットの糞処理袋専用のごみ箱が設置されています。ある自治体のごみ箱を公園から撤去したそうなのですが、そうすると、公園内の木の下に、糞を詰めた袋を置いていく人が増えたそうです。

日本の「持ち帰り」習慣、大事にしたいと思うとともに、これを守らない人たちに、新たな取組の必要性を感じました。

政策提言

～「人と動物が共生できる都市・京都」～
実現に向けて



調査団では、海外行政調査帰国後、調査で得られた情報及び知見を、「京都動物愛護センター(仮称)」の実施設計に反映させるため、まず、9月18日に、ハード面を中心とした緊急提言を、京都市長に対し行いました。

提言1 京都動物愛護センター(仮称)の整備に関して

1 収容犬・猫への十分な配慮

2 人と動物とのふれあいの場の確保

3 先進的な環境技術の取り入れ

1 「収容犬・猫への十分な配慮」として、

- (1) 個体管理を原則とし、水洗清掃や消毒が容易に行うことができる施設構造とする。
- (2) 動物収容エリアについては、自然採光、通風を十分確保するとともに、糞尿等、汚物が確実に排出できる構造とする。
- (3) 犬舎については、それぞれの犬が建物の外と容易に行き来できるような構造とすること。

とし、何よりも収容する犬・猫の命を大切に、適正飼養の範を示す施設となるよう、具体的措置を講じることとしました。

次に、2 「人と動物とのふれあいの場の確保」として、

- (1) 公園利用者が、動物ふれあい広場等において、犬・猫と気軽にふれあえるような構造とすること。
- (2) ドッグランについては、人と動物とが安心してふれあえる場として、十分な衛生確保や円滑に利用できる対策を行うこと。
- (3) 多くの市民に愛されるよう、ぬくもり・温かみを感じることができる建物とすること。

とし、多くの人と動物とが気軽に、かつ安心してふれあえるような施設となるよう、具体的措置を講じることとしました。

最後に 3 「先進的な環境技術の取り入れ」として、

「京都動物愛護センター(仮称)」が動物に関わらない市民にとっても意義ある施設であるためには、優れた環境対策の実施をはじめ、我が国のモデルとなるような取組が必要である。このため、センター整備に当たっては、先進的な環境技術を取り入れ、「環境先進都市」としてふさわしい施設づくりを図ること。

といった提言を行いました。

提言2 京都動物愛護センター(仮称)の運営・事業方針について

- 1 犬・猫の殺処分0(ゼロ)を目指した取組の推進**
- 2 人と動物との共生のための施策の推進**
- 3 災害時における適正な飼養と保管を図るための施策の推進**
- 4 動物愛護管理法の改正(本年9月1日施行)趣旨を踏まえた、積極的な取り組みの推進**
- 5 「犬のフン害対策」に取り組むこと。**

11月26日には、お手元の資料のとおり、「京都動物愛護センター(仮称)」の運営・事業方針について、提言を行いました。

項目としては、

- 1 犬・猫の殺処分0(ゼロ)を目指した取組の推進
- 2 人と動物との共生のための施策の推進
- 3 災害時における適正な飼養と保管を図るための施策の推進
- 4 動物愛護管理法の改正(本年9月1日施行)趣旨を踏まえた、積極的な取り組みの推進
- 5 ペットを巡る公衆衛生上の課題克服の取組

でございます。詳細は、お手元の資料を確認してください。

最後に

**国の偉大さ、道徳的発展は、
その国における動物の扱い方
で判る。**

(マハトマ・ガンジー)

最後に、インドのマハトマガンジーの言葉を紹介させていただきます。
国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方で判る。

京都市会海外行政調査実施要領

1 趣旨

この実施要領は、京都市会会議規則第128条の規定に基づき京都市会が実施する海外行政調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

2 調査の目的

調査は、市政における課題の解決を目指して、市会として海外諸国の実情を調査し、その成果を市政に反映させることにより、市民生活の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

3 調査の実施

調査は、具体的な調査の目的、テーマ及び項目が市政における課題に関連するものについて、調査の必要性を明確にした上で実施するものとする。

4 調査団の編成

調査は、所属会派を異にする複数の議員からなる調査団を編成して実施するものとする。

5 調査の期間

調査期間は、14日以内とする。

6 調査の旅費

調査に要する旅費は、京都市旅費条例を準用して支給する。ただし、議員1人につき100万円を限度とする。

7 調査計画書の作成

- (1) 調査をしようとする議員は、議長に対し調査計画書（様式1）を提出しなければならない。
- (2) 調査計画書の作成に当たっては、必要に応じて関係機関等と協議を行うことにより、調査の相当性の確保に努めるものとする。

8 審査会の設置

議長は、調査計画書が提出されたときは、当該調査計画書に記載された調査を実施する必要性について審査するため、審査会を設置するものとする。

9 実施の決定

- (1) 議長は、審査会において調査の必要性が認められた場合、調査の実施について、市会運営委員会に諮問するものとする。
- (2) (1)における諮問の結果、了承を得たときは、京都市会会議規則第128条の規定により実施を決定する。

10 決定後の変更方法

決定事項に変更がある場合の取扱いは、京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領2(3)を準用する。

11 調査計画書の公表

実施が決定された調査について、議長は、速やかに調査計画書を公表するものとする。

12 調査の実施報告

- (1) 調査団は、調査終了後、議長に調査報告書(様式2)を提出しなければならない。
- (2) 調査団は、調査に参加していない議員に対し、調査の成果を共有することを目的とした報告をするものとする。

13 その他

この実施要領に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成23年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

年 月 日

京都市会議長

海外行政調査計画書

下記のとおり，海外行政調査について計画しましたので提出いたします。

記

1 調査の目的

2 調査テーマ

3 調査項目及び選定理由

(調査テーマ)	(調査項目)
	(選定理由)
(調査テーマ)	(調査項目)
	(選定理由)
(調査テーマ)	(調査項目)
	(選定理由)

4 調査テーマに係る調査都市・施設の選定

調査のテーマ及び調査項目等について検討した結果，以下の都市，施設を選定します。

調査項目	都市名・施設名及び選定理由
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)
	(都市名・施設名) (選定理由)

5 調査行程及び経費

(1) 調査日程

日程 年 月 日 ～ 年 月 日

月 日	発着地・滞在地	交通機関	調査項目・調査都市・調査施設等

(2) 経費

合計額	円
一人当たり概算額	円
内 訳	

6 その他（参考事項等）

※参考資料があれば，添付してください。

年 月 日

京都市会議長

調査団

団 長 _____

副団長 _____

団 員 _____

団 員 _____

海外行政調査報告書

下記のとおり，海外行政調査を実施致しましたので報告します。

記

1 調査日程

日程 年 月 日 ～ 年 月 日

月 日	発着地・滞在地	交通機関	調査項目・調査都市・調査施設等

2 調査内容

調査都市等	
調査内容	(調査項目)
	(調査結果)

3 その他

※調査内容の詳細について、資料を別に添付してください。

京都市会海外行政調査審査会の組織及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市会海外行政調査実施要領第8項の規定に基づき設置する京都市会海外行政調査審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、議長の諮問に応じ、海外行政調査を実施する必要性について審査を行うものとする。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、議員（調査計画書を提出した議員を除く。）のうちから議長が任命する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、前項の人数を超えて、学識経験のある者その他議長が適当と認める者の中から若干名を委員に委嘱することとする。

(委員の任期等)

第4条 委員は、海外行政調査の実施が決定したとき、又は調査計画書が取り下げられたときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

2 委員は、辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、委員に欠員が生じたときは、前条第2項の方法により委員を補充することができる。

(審査会の会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の議事)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、審査会の設置後初めて開かれる会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出及び説明の要求)

第7条 審査会は、調査計画書を提出した議員に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、審査会において許可した者が傍聴することができる。

(審査結果の報告)

第9条 会長は、審査結果を取りまとめ、文書をもって議長に報告する。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。